

社会福祉法人エル・エム・ヴィ 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人エル・エム・ヴィの定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 この法人の全評議員の報酬総額は、定款第8条のとおりとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。ただし、理事長及び職員を兼務している理事については、これを支給しない。また、役員及び評議員が同日にあわせて法人及び施設の業務を行った場合は、第5条の報酬を支給し、本条に基づく支給はしない。

(役員及び評議員の職務報酬等)

第5条 理事長の職務執行の対価報酬については、別表2による理事長役員報酬及び理事長役員通勤手当（以下「理事長の役員報酬等」という。）を支給する。また別表3による理事長役員賞与を支給することができる。

2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務にあたった場合、別表4による報酬を支払うことができる。ただし、理事長及び職員と兼務している理事については、これを支給しない。

3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務等、監事の職務及び権限の範囲で行った業務については、別表4により報酬を支給することができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、評議員の職務及び権限の範囲で法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4により報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長の役員報酬等及び理事長役員賞与の支給の時期は、次の各号に定める時期とする。

(1) 理事長の役員報酬等 毎月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日の金融機関の営業日とする。）

(2) 理事長役員賞与 每年7月及び12月

2 その他の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 理事長の役員報酬等、理事長役員賞与並びにその他の役員及び評議員に対する報酬は

、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(旅費交通費等)

第7条 役員及び評議員が、第5条に掲げる職務遂行のため公共交通機関等を使用し、移動が必要な場合は、別表5による旅費交通費等を支給することができる。

2 旅費交通費等は実情を考慮し、増額することができる。

3 旅費交通費等は原則として、職務終了後、現金により本人に支給することとするが、必要により事前に概算額を支払い、職務終了後精算することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年4月16日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日(定時評議員会の議決日)から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月27日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

区分	報酬（日額）	備考
理事会および評議員会出席報酬	10,000円（税抜）	

ただし、理事長及び職員と兼務する理事に対しては支給しない。

別表 2

区分	理事長役員報酬（年額）	理事長役員通勤手当
理事長の役員報酬等	1,800,000円（税込）以内	通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の実費

別表 3

区分	理事長役員賞与（年額）	備考
理事長役員賞与	300,000円（税込）以内	

別表 4

区分	報酬（日額）	備考
役員及び評議員の職務報酬	10,000円（税抜）	

ただし、理事長及び職員と兼務する理事に対しては支給しない。

別表 5

旅費交通費	宿泊費	日当
職務遂行のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、公共交通機関等で経済的かつ合理的な経路及び方法で移動した場合の実費。ただし、自家用車での移動については1キロメートル当たり20円の支給を限度とする。（税込）	10,000円（税抜）以内で実費	2,000円（税込） (東京都内を除く県外出張のみ支給)